明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○電波法施行規則等の一部を改正する省令（総務五八）　二

〔告　示〕

○無線局免許手続規則の規定により、簡易な免許手続を行なうことのできる無線局を定める件の一部を改正する件（総務二四八）　三

○電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める等の件の一部を改正する件（同二四九）　三

○無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件の一部を改正する件（同二五〇）　三

○端末設備等規則の規定によることが著しく不合理な移動電話端末等及びその条件を定める件の一部を改正する件（同二五一）　三

○端末設備等規則の規定に基づく移動電話端末等の送信タイミングの条件等を定める件の一部を改正する件（同二五二）　四

○端末設備であって電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件の一部を改正する件（同二五三）　四

○端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件の一部を改正する件（同二五四）　五

○外国の無線局の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件の一部を改正する件（同二五五）　六

○簡易無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、発射可能な周波数及び空中線電力、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件を定める件の一部を改正する件（同二五六）　九

○小規模な船舶局に使用する無線設備として総務大臣が別に告示する無線設備を定める件の一部を改正する件（同二五七）　一〇

○登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の⑵の規定に基づく登録検査等事業者が行う検査の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件（同二五八）　一〇

○登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三⑵の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件（同二五九）　一〇

○周波数割当計画の一部を改正する件（同二六〇）　一一

○電波法第四条第三項の規定に基づき電波法第三章に定める技術基準に相当する基準として総務大臣が指定する技術基準を定める件の一部を改正する件（同二六一）　一一

○電波法施行規則第六条の二の三の規定に基づき同条に規定する総務大臣が別に告示する条件を定める件の一部を改正する件（同二六二）　一二

○電波法第四条の二第七項の規定に基づく同条第二項の同法第三章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準を定める件（同二六三）　一三

○電波法施行規則第六条の二の四に規定する総務大臣が別に告示する条件を定める件（同二六四）　一三

○無線設備が法第四条の二第二項の法第三章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準に適合する事実の確認方法を定める件（同二六五）　一四

○電気通信事業法第五十二条第一項に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が別に告示する技術基準を定める件（同二六六）　一五

○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示（外務二二二）　一五

○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件（同二二三）　一七

○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産一四〇八）　一七

〔官庁報告〕

産　業

日本産業規格（経済産業省）　一五

〔公　告〕

諸事項

官庁

買収前の所有者等への売払い関係　一七

裁判所

破産、免責、再生関係　一四

特殊法人等

国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第百二十一条の二の規定に基づく認定関係　一六

地方公共団体

行旅死亡人、押収物還付、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　一七

会社その他

会社決算公告　一六